

山形県立米沢女子短期大学三宅記念奨学金貸付規程

平成23年12月15日規程第11号

改正 平成26年4月1日規程第74号

(目的)

第1条 この規程は、山形県公立大学法人（以下「法人」という。）における、山形県立米沢女子短期大学三宅記念奨学金（以下「奨学金」という。）の貸付けについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸付)

第2条 奨学金は、山形県立米沢女子短期大学（以下「本学」という。）に在籍する学生の主たる家計支持者の失職又は死亡、自然災害等のやむを得ない事由により学生の経済状態が悪化した場合に、当該学生に対して貸付けるものとする。ただし、原則として独立行政法人日本学生支援機構の奨学金貸与制度の利用を優先させる。

(貸付限度額等)

第3条 奨学金の貸付限度額は、学生1人につき、1年度あたり60万円とする。ただし、本学の在学期間内における貸付限度額は、学生1人につき120万円を上限とする。

2 奨学金の対象経費は、学費、家賃、光熱水費その他理事長が定めるものとする。

3 奨学金の貸付利率は、無利子とする。

(貸付申請)

第4条 奨学金の貸付けを受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、貸付申請書（別記様式第1号）に所定の事項を記入のうえ、学科長の意見を付して、理事長に申請しなければならない。この場合において、申請者が未成年であるときは、法定代理人の同意を必要とする。

(保証人)

第5条 申請者は、連帯保証人及び保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、原則として申請者の父、母、親権者又は後見人とする。

3 保証人は、原則として申請者の四親等内の親族（父母以外の成年に達した者に限る。）であって、かつ、連帯保証人とは別に生計を営む者とする。

(貸付決定)

第6条 奨学金の貸付けは、三宅記念奨学金選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議決を経て、理事長が決定する。

2 選考委員会の委員は学生委員会の委員をもって充て、選考委員会の委員長は学生部長をもって充てる。

3 理事長は、貸付けを決定したときは、貸付決定通知書（別記様式第2号）により当該決定を受けた学生（以下「奨学生」という。）に通知するものとする。

(借用書の提出)

第7条 前条第3項の規定による通知を受けた奨学生は、速やかに借用書（別記様式第3号）を連帯保証人及び保証人（奨学生が未成年の場合にあっては、連帯保証人、保証人及び法定代理人）と連署の上、理事長に提出しなければならない。

(貸付決定の取消)

第8条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けの決定を取り消すことができる。

(1) 第6条第3項の規定による通知を受けた日から30日を経過しても前条に規定する借用書を提出しないとき。

(2) 貸付けの申請につき、偽りその他の不正があったとき。

- (3) 本学の学則に基づき、訓告又は停学の処分を受けたとき。
- (4) 退学又は除籍により、本学の学籍を失ったとき。
- (5) 第12条に規定する変更届出書の提出を怠ったとき。

(貸付方法等)

第9条 奨学金は、貸付金額の全部を一括で交付する。ただし、理事長が必要と認めたときは、分割して交付することができる。

- 2 奨学金の交付は、口座振込により行うものとする。ただし、理事長が必要と認めたときは、奨学金の全部又は一部を現金により交付することができる。
- 3 貸付けを受ける奨学生（以下「借受人」という。）に授業料その他納付金の滞納があるときは、理事長は、貸付金額の全部又は一部を当該滞納額に充当することができる。

(返還)

第10条 奨学金は、月賦又は半年賦の均等払方式により、借用書に記載した返還期間内においてこれを返還しなければならない。ただし、返還期間は、次に掲げる期間を超えることができないものとする。

- (1) 貸付金額の合計額が60万円以内の場合 5年
- (2) 貸付金額の合計額が60万円超の場合 10年

- 2 前項の規定にかかわらず、借受人は、奨学金の全部又は一部を一時に繰り上げて返還（以下「繰上返還」という。）することができる。
- 3 奨学金の返還は、原則として理事長が指定した法人の預金口座に、口座振替の方法により行わなくてはならない。この場合において、当該振替に要する手数料は借受人が負担するものとする。ただし、借受人から理事長が別に定める預金口座振替依頼書の提出を受けたときは、当該振替に要する手数料は法人が負担するものとする。

4 借受人が、口座振替以外の方法により返還を行うことができるのは、次の各号のいずれかに該当するときに限るものとする。

- (1) 第2項に規定する繰上返還を行うとき。
- (2) 理事長が適当と認めたとき。

5 借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定にかかわらず、理事長が指定する日までに残額を一括して返還しなければならない。

- (1) 奨学金の返還を続けて2回以上怠ったとき。
- (2) 借受人について破産又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- (3) 借受人が他の債務について差押え又は仮差押えを受けたとき。
- (4) 第8条の規定により貸付けの決定が取り消されたとき。

6 借受人が債務を完済したときは、借用書を借受人に返還するとともに、その旨を連帯保証人及び保証人に通知するものとする。

(返還期間の変更)

第11条 借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、借用書に記載した返還期間を変更することができる。

- (1) 本学を卒業後に大学又は大学院（以下「大学等」という。）に進学したとき。
- (2) 理事長が真にやむを得ないと認めたとき。

2 借受人が前項に規定する返還期間の変更を行おうとするときは、奨学金返還期間変更申請書（別記様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、返還期間の変更を認めたときは、その旨を借受人、連帯保証人及び保証人に通知するものとする。

4 第1項第1号の規定により返還期間の変更を認められた借受人は、その大学等に在学している間、毎年4月末日までに在籍する大学等の在学証明書を理事長に提出しなければならない。

5 第1項第1号の規定により返還期間の変更を認められた借受人が、次の各号のいずれかに該当したときは、理事長が指定する日までに残額を一括して返還しなければならない。

(1) 大学等を退学又は除籍になったとき。

(2) 第4項に規定する在学証明書を期限までに提出しないとき。

(届出)

第12条 借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由の発生した日の翌日から起算して30日以内に変更届出書（別記様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所、職業等に変更があったとき。

(2) 大学等を卒業したとき。

(3) 大学等を退学又は除籍になったとき。

(4) 連帯保証人又は保証人の氏名、住所又は職業等に変更があったとき。

(返還の免除)

第13条 借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 精神又は身体の障害により労働能力を喪失したとき。

2 前項に規定する免除を受けようとするときは、奨学金返還免除申請書（別記様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、返還の免除を決定したときは、その旨を借受人、連帯保証人及び保証人（第1項第1号による免除の場合にあっては、連帯保証人及び保証人）に通知するものとする。

(延滞金)

第14条 理事長は、借受人が奨学金の返還を滞納したときは、延滞金を付加して請求することができる。この場合において、延滞金の計算その他必要な事項については、山形県公立大学法人債権管理規程（平成21年規程第44号）の例による。

2 前項の規定にかかわらず、理事長がやむを得ない事情があると認めたときは、延滞金を免除することができる。

(奨学金の構成及び管理)

第15条 奨学金の原資（以下「貸付資金」という。）は、平成22年12月27日付けで受領した寄附金700万円をもって構成する。

2 貸付資金の保管及び経理は、法人の資金（山形県公立大学法人会計規則（平成21年規則第4号）第22条に規定する資金をいう。）とは別に行うものとし、その管理については安全かつ適切な方法によらなくてはならない。

(事務)

第16条 奨学金の事務は、事務局教務学生課が行う。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年12月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

山形県公立大学法人理事長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

印

山形県立米沢女子短期大学三宅記念奨学金貸付申請書

次により、山形県立米沢女子短期大学三宅記念奨学金の貸付を受けたいので申請します。

| | | | |
|---------------|---|---------|--------------------|
| (ふりがな) 氏 名 | | 所属学科 | 山形県立米沢女子短期大学 学科 |
| 現 住 所 | 〒 - | 生 年 月 日 | 年 月 日生 |
| | | 入 学 年 月 | 年 月 |
| | TEL - | 卒 業 予 定 | 年 月 |
| 申 請 金 額 | 円 | 返 還 回 数 | 回 |
| 返 還 方 法 | <input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 一括 ※月賦返還と半年賦返還の併用も可能です | | |
| 返 還 期 間 | 年 月 から 年 月 まで | | |
| 申 請 理 由 | | | |
| 連 帯 保 証 人 | (ふりがな) 氏 名 | 申請者との続柄 | |
| | 住 所 | 勤務先名称 | |
| 保 証 人 | (ふりがな) 氏 名 | 申請者との続柄 | |
| | 住 所 | 勤務先住所 | |
| 学 科 長 の 意 | | | |

【法定代理人署名欄】

| | | | |
|---------------|----------------|---------------|----------------|
| (ふりがな) 氏 名 | 印 | (ふりがな) 氏 名 | 印 |
| 住 所 | 〒 - TEL - - | 住 所 | 〒 - TEL - - |

記入上の注意

【申請金額について】

1. 申請金額は、1年度につき60万円が上限となりますので、これを超えない額としてください。

【返還方法について】

2. 月賦、半年賦、一括の中から返還方法を選択してください。なお、月賦と半年賦の併用による返還も可能です。

【返還期間について】

3. 返還開始年月は、原則として本学の卒業(予定)月の翌月から起算して6ヶ月を経過した月からとします。

例) 卒業(予定)月が「X4年3月」の場合→「X4年10月」から返還開始

4. 返還期間は、貸付金額の合計額に応じ、次の期間を超えてはならないこととします。

- (1) 貸付金額の合計額が60万円以内の場合 5年
- (2) 貸付金額の合計額が60万円超の場合 10年

【申請理由について】

5. 奨学金の貸付けを必要とする理由を具体的に記入してください。

例) 授業料及び学寮費の支払いに充てるため。

【連帯保証人及び保証人について】

6. 連帯保証人は、借受人と連帯して返還の責任を負う者であり、原則として、父、母、親権者又は後見人としてください。

7. 保証人は、借受人又は連帯保証人が返還できなくなった場合に、これにかわり返還する者であり、原則として父母を除く四親等内の親族のうち、借受人及び連帯保証人と別生計の者としてください。

【法定代理人署名欄について】

- 8. 申請者が未成年の場合、法定代理人本人が自署・押印してください。
- 9. 法定代理人が両親の場合、父母それぞれの署名・押印が必要となります。

■貸付方法について

- ・奨学金は、貸付金額の全部を一括で交付します。ただし、理事長が必要と認めるときは分割して交付することがあります。
- ・奨学金の交付は、口座振込により行います。ただし、理事長が必要と認めるときは、奨学金の全部又は一部を現金により交付することがあります。
- ・申請者に授業料その他納付金の滞納があるときは、貸付金額の全部又は一部を当該滞納額に充当することがあります。

《奨学金の振込口座》

奨学金の振込先口座を正確に記入してください（振込先口座は、申請者本人の口座に限るものとします）。

▽フリガナは左づめで記入し、濁点・半濁点は一字分に扱ってください。また、姓と名の間は一字空けてください。

| | |
|------------------|--|
| フリ ガ ナ | |
| 預 金 者 名 | |

| 金 融 機 関 | 支 店 | 預金種目 | 口 座 番 号 |
|----------------|-----|------|---------|
| 銀行 金庫 組合 | 支店 | 普通 | |

(申請者)

殿

(法定代理人)

殿

(連帯保証人)

殿

(保証人)

殿

山形県公立大学法人
理事長

山形県立米沢女子短期大学三宅記念奨学金貸付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました山形県立米沢女子短期大学三宅記念奨学金の貸付けについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 貸付番号 _____

2. 貸付金額 _____ 円

3. 交付方法等

| | 交付年月日 | 交付金額 | 交付方法 |
|--|-------|------|---|
| | 年 月 日 | 円 | <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 口座振込 |
| | 年 月 日 | 円 | <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 口座振込 |
| | 年 月 日 | 円 | <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 口座振込 |
| | 年 月 日 | 円 | <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 口座振込 |
| | 年 月 日 | 円 | <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 口座振込 |

様式第3号

| | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|---|---|
| 借用金額 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | | | | |

山形県立米沢女子短期大学三宅記念奨学金として上記金額を借用いたします。
つきましては、裏面に記載した約定を遵守し、下記に記載した返還方法により滞りなく返済することを誓約します。

年 月 日

山形県公立大学法人理事長 様

| | | | |
|-----|---------------|--------|------------|
| 借受人 | 貸付番号 | | |
| | (ふりがな) 氏 名 | 年 月 日生 | 印 |
| | 住 所 | 〒 - | |
| | 電話番号 | - - | 携帯電話番号 - - |

【法定代理人】 ※借受人が未成年の場合

| | |
|-----|-----|
| 住 所 | 住 所 |
| 氏 名 | 氏 名 |

- [注] 1. 借受人が未成年の場合、法定代理人本人が自署・押印してください。
2. 法定代理人が両親の場合、父母それぞれの署名・押印が必要となります。

【返還方法】

| | | 月賦返還の場合 | 半年賦返還の場合 | 全額一時返還の場合 |
|---------|-------|---------|-------------|-----------|
| 返 還 期 日 | | 毎月 日 | 毎年 月及び 月の 日 | 年 月 日 |
| 返 還 回 数 | | 回 | 回 | |
| 初回割賦金 | | 円 | 円 | |
| 割 賦 金 | | 円 | 円 | |
| 返還期間 | 開始年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| | 完了年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 | |

- [注] 1. 返還方法を選択し、返還回数、初回割賦金、割賦金、返還開始年月日及び返還完了年月日を記載すること。
2. 月賦返還と半年賦返還の併用も可とする。
3. 返還期間は、貸付金額ごと次の期間を超えない範囲とすること。
(1) 貸付金額の合計額が60万円以内の場合 5年
(2) 貸付金額の合計額が60万円超の場合 10年

【連帯保証人】

| |
|-----|
| 住 所 |
| 氏 名 |

【保証人】

| |
|-----|
| 住 所 |
| 氏 名 |

- [注] 1. 氏名欄は、本人の自署、押印とすること。
2. 連帯保証人は、借受人と連帯して返還の責任を負う者であり、原則として、父、母、親権者又は後見人とすること。
3. 保証人は、借受人又は連帯保証人が返還できなくなった場合に、これにかわり返還する者であり、原則として父母を除く四親等内の親族のうち、借受人及び連帯保証人と別生計の者とすること。

(様式第3号裏面)

以下において、「法人」とは山形県公立大学法人を、「本学」とは山形県立米沢女子短期大学を、「本人」とは、表面記載の借受人本人をいう。

【貸付利率・対象経費】

第1 奨学金の貸付利率は無利子とします。

第2 奨学金の対象経費は、学費、家賃、光熱水費その他理事長が定めるものとします。

【貸付方法】

第3 奨学金は、貸付金額の全部を一括で交付します。ただし、法人が必要と認めた場合は分割して交付する場合があります。

第4 奨学金の交付は、口座振込により行います。ただし、法人が必要と認めた場合は、奨学金の全部又は一部を現金により交付することがあります。

第5 本人に授業料その他納付金の滞納があるときは、貸付金額の全部又は一部を当該滞納額に充当することがあります。

【貸付決定の取消】

第6 次のいずれかに該当するときは、貸付決定を取り消すことがあります。

- (1) 貸付決定通知書の交付を受けた日から30日を経過してもこの借用書を提出しないとき。
- (2) 貸付けの申請につき、偽りその他の不正があったとき。
- (3) 本学の学則に基づき、訓告又は停学の処分を受けたとき。
- (3) 退学又は除籍により、本学の学籍を失ったとき。
- (4) 第17に規定する手続きを怠ったとき

【返還方法】

第7 奨学金の返還方法は、この借用書で選択した返還方法により行うこととします。

第8 奨学金の返還は、原則として法人が指定した法人の預金口座に、口座振替の方法により行うこととします。この場合において、当該振替に要する手数料は本人が負担するものとします。ただし、本人が、法人が別に定める預金口座振替依頼書を提出したときは、当該振替に要する手数料は法人が負担するものとします。

第9 この借用書に記載した期日前に全部あるいは一部を繰り上げて返還(以下「繰上返還」といいます。)する場合は、繰上返還を希望する一週間前までに文書又は電話で法人に連絡してください。

第10 返還期日を過ぎても返還がない場合は、延滞金を課すこととします。延滞金の額は、山形県公立大学法人債権管理規程(平成21年規程第44号)第12条によるものとします。

第11 次のいずれかに該当するときは、法人が指定する日までに全額を返還するものとします。

- (1) 返還を2回以上怠ったとき。
- (2) 借受人について破産又は民事再生の申し立てがなされたとき。
- (3) 借受人が他の債務について差押え又は仮差押えを受けたとき。
- (4) 第6の規定により貸付決定が取り消されたとき。

【返還期間の変更】

第12 この借用書に記載した返還期間を変更しようとするときは、所定の様式で法人に申し出て、その承認を得なければならないこととします。なお、返還期間の変更が認められるのは、次のいずれかに該当する場合に限るものとします。

- (1) 本学を卒業後に大学又は大学院(以下「大学等」という。)に進学したとき。
- (2) 理事長が真にやむを得ないと認めたとき。

第13 大学等に進学したことにより返還期間の変更が認められたときは、その大学等に在籍している間、毎年4月末日までに在籍する大学等の在学証明書を法人に提出しなければならないこととします。

第14 大学等に進学したことにより返還期間の変更が認められた本人が次のいずれかに該当したときは、法人が指定する日までに全額を返還しなければならないものとします。

- (1) 大学等を退学又は除籍になったとき。
- (2) 在学証明書を期日までに提出しないとき。

【返還の免除】

第15 返還が免除されることがあるのは、本人が次のいずれかに該当する場合とします。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 精神又は身体の障害により労働能力を喪失したとき。

第16 返還の免除を受けようとするときは、所定の様式で法人に申し出て、その承認を得なければならないこととします。

【その他手続等】

第17 次のいずれかに該当するときは、その事由の発生した日の翌日から起算して30日以内に、所定の様式により法人に届け出ることとします。

- (1) 本人の氏名、住所又は職業等に変更があったとき。
- (2) 本人が大学等を卒業したとき。
- (3) 本人が大学等を退学又は除籍になったとき。
- (4) 連帯保証人又は保証人の氏名、住所又は職業等に変更があったとき。

第18 本人、連帯保証人及び保証人は、法人が本人から最後に届け出のあった氏名・住所に発送した通知書類が延着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとすることに同意するものとします。

第19 本人、連帯保証人及び保証人は、この借用書に基づく奨学金貸付に関する紛争について、法人所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

<参考>山形県公立大学法人債権管理規程

(延滞金)

第12条 滞留債権に対しては、債務者の責めに帰すべき事由によらないと判断するものを除き、その債権残高の1,000円未満の端数を切り捨てた額に対し、滞留債権発生の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年大蔵省告示第991号)に定める割合で計算した金額を延滞金として、その履行期限の翌日から支払をする日までの遅延日数に応じて日割りした金額を債務者に請求することができる。

2 前項の規定により計算した延滞金の額のうち100円未満の端数は切り捨てるものとし、計算した延滞金の額が1,000円未満であるときは債務者にその請求を行わない。

山形県公立大学法人理事長 殿

貸付番号

住 所

氏 名

印

山形県立米沢女子短期大学三宅記念奨学金返還期間変更申請書

下記のとおり山形県立米沢女子短期大学三宅記念奨学金の返還期間を変更していただきますようお願いします。

記

1. 変更を必要とする理由

| |
|--|
| |
|--|

2. 変更後の返還期間等

| | | 月賦返還の場合 | 半年賦返還の場合 | 全額一時返還の場合 |
|-----------|-------|---------|-------------|-----------|
| 返 還 期 日 | | 毎月 日 | 毎年 月及び 月の 日 | 年 月 日 |
| 返 還 回 数 | | 回 | 回 | |
| 初 回 割 賦 金 | | 円 | 円 | |
| 割 賦 金 | | 円 | 円 | |
| 返還期間 | 開始年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| | 完了年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 | |

山形県公立大学法人理事長 殿

貸付番号

住 所

氏 名

印

変更届出書

下記のとおり変更がありましたので、届け出ます。

記

| | | 変更前 | 変更後 |
|-------|---------------|----------------|----------------|
| 借受人 | (ふりがな) 氏 名 | | |
| | 住 所 | 〒 - TEL - - | 〒 - TEL - - |
| | 大学等 | | |
| 連帯保証人 | (ふりがな) 氏 名 | | |
| | 住 所 | 〒 - TEL - - | 〒 - TEL - - |
| | 勤 務 先 | | |
| | 勤 務 先 住 所 | 〒 - TEL - - | 〒 - TEL - - |
| 保証人 | (ふりがな) 氏 名 | | |
| | 住 所 | 〒 - TEL - - | 〒 - TEL - - |
| | 勤 務 先 | | |
| | 勤 務 先 住 所 | 〒 - TEL - - | 〒 - TEL - - |

山形県公立大学法人理事長 殿

貸付番号

住 所

氏 名

印

山形県立米沢女子短期大学三宅記念奨学金返還免除申請書

下記のとおり山形県立米沢女子短期大学三宅記念奨学金の返還を免除していただきますようお願いいたします。

記

| | |
|------------------------|---|
| 借 用 金 額 | 円 |
| 返 済 済 の 金 額 | 円 |
| 希 望 す る 免 除 額 | 円 |
| 免 除 を 必 要 と す る 理 由 | |

- (注) 次の書類を添付すること。
(1) 本人死亡の場合 除籍抄本
(2) 心身障害による場合
ア 医師の診断書
イ 奨学金を返還することができなくなったことを証する書類